

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年 5月15日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目 2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【最寄りの連絡場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目 2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年5月15日開催の当社取締役会において、平成25年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社ジー・ネットワークス（以下「ジー・ネットワークス」といいます。）及び株式会社さかい（以下「さかい」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、本件合併の効力は、平成25年5月15日付共同新設分割計画に基づく、当社、ジー・ネットワークス及びさかい（以下「統合3社」といいます。）を新設分割会社とする共同新設分割（以下「本件分割」といいます。）の効力が生ずることを停止条件として生じるものです。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ジー・ネットワークス	株式会社さかい
本店の所在地	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
代表者の氏名	代表取締役社長 阿久津 貴史	代表取締役社長 山下 淳
資本金の額	1,715百万円	1,795百万円
純資産の額	2,233百万円	1,594百万円
総資産の額	4,491百万円	4,282百万円
事業の内容	外食店舗の直営及びF C事業、教育事業、食品加工事業等	外食店舗の直営及びF C事業

（注：資本金の額、純資産の額、総資産の額は平成25年3月31日現在）

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

商号	株式会社ジー・ネットワークス			
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）		7,348	7,521	7,297
営業利益（百万円）		192	111	102
経常利益（百万円）		219	101	96
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）		11	465	28

商号	株式会社さかい			
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）		7,020	5,787	5,483
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）		89	97	121
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）		118	31	185
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）		263	292	73

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ジー・ネットワークス	株式会社さかい
(株)ジー・コミュニケーション 45.81%	(株)ジー・コミュニケーション 48.77%
パオ取引先持株会 4.33%	樋口 毅 2.48%
樋口 毅 1.83%	アリアケジャパン(株) 1.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4) 1.27%	(株)J・ART産業 1.71%
日本生命保険相互会社 1.10%	(株)大光 1.31%

(注：平成25年3月31日現在)

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	統合3社とともに株式会社ジー・コミュニケーションの子会社に該当します。なお、統合3社の間には資本関係はありません。
人的関係	当社とジー・ネットワークスの間では、取締役2名、監査役1名の兼任があり、ジー・ネットワークスとさかいの間では、取締役1名、監査役1名の兼任があります。また当社とさかいの間では、取締役2名、監査役1名の兼任があります。
取引関係	統合3社のそれぞれの間には商品・サービスの売買の取引関係があります。

(注：平成25年3月31日現在)

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、昭和34年11月に設立された、「仙台平禄」、「とりあえず吾平」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業等を営む会社です。ジー・ネットワークスは、昭和41年5月に設立された、「長崎ちゃんめん」、「おむらいす亭」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業等を営む会社です。さかいは、昭和55年5月に設立された、「焼肉屋さかい」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業を営む会社です。

統合3社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）並びに統合3社を含むジー・コミュニケーションの子会社（併せて以下「Gcomグループ」といいます。）は、国内外1,000店舗のネットワークを最大限に活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、Gcomグループの経営理念である共存共栄の精神で事業に取り組んでまいりました。そして、統合3社は、Gcomグループとして、それぞれ独自の飲食事業・教育事業等を、概ね地域別に運営しつつ、一方で地域的・業態的な補完関係を築くために相互に業務提携を行ってまいりました。

もっとも、わが国の経済状況は、政権交代後の金融政策への期待が要因となり、円安や日経平均株価の大幅な上昇によって悪化に歯止めがかかったものの、企業の生産や個人消費などの内需の伸びは依然不透明な状況となっております。とりわけ、統合3社における主要事業である外食産業においては、お客様の節約志向による個人消費の低迷・低価格競争が続いており、同時に原材料費の高騰など業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境となっております。このような外食産業の厳しい経営環境に直面し、警戒感を強め事業基盤を強化しつつ、コストを削減するとともに、機動的な意思決定による行動の迅速化を可能とする経営体質の効率化が緊急の課題となっております。

他方で、Gcomグループは、株式会社神戸物産をGcomグループのスポンサーとしてむかえ、新たな体制で企業価値の向上を目指すことといたしました。同社との取引関係の構築、六次産業への取り組みとともに、同社からのGcomグループ一体での仕入・物流機能の共通化によるコスト削減と、商品力の強化並びに店舗設備の改善・強化などを図ることが可能になると考えております。そして、これによる企業価値向上の効果を最大化するためには、従来の地域別の事業運営ではなく、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化を進めることが最善であると考えました。

また、上記の通り、統合3社における共通の重要課題である経営体質の効率化に対応するべく、統合3社の有する人材及びノウハウ等の経営資源を融合し持続的な成長と企業価値の最大化を図るために、飲食事業・教育事業等の事業において、地域別に重複した部門を再編・統合し、統合3社における総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることといたしました。

そこで、過去のM & A等による成長戦略を通じて、多業態運営のノウハウ・様々なフランチャイズシステムの運営経験、そして成功要因を獲得し、また自社を本部として運営する店舗網を全国に築いていること等、合併による規模拡大に対して、短期間で統合に向けた効果を最大限に発揮できる仕組みを有している当社を中核として、ジー・ネットワークス及びさかいと統合することを決定いたしました。また、このような形態での統合により、多業態に亘るフランチャイズ事業を統括管理することが可能となることから、取引関係等の一体化・競争力の強化・売上の拡大、収益率の向上に加え、加盟フランチャイジー

に対して多くの事業機会を提供する形にも繋がると考えております。

なお、経営体質の効率化の対応策の一つとして、統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すことといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社、ジー・ネットワークス及びさかいを消滅会社とする吸収合併です。

吸収合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
本件合併に係る割当ての内容	1	2	2

(注1) ジー・ネットワークスの普通株式1株に対して、当社の普通株式2株を、さかいは普通株式1株に対して、当社の普通株式2株を割当て交付します。ただし、ジー・ネットワークスが保有する自己株式4,726株及びさかいは保有する自己株式181,366株については、本件合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本件合併により発行する当社の新株式数：94,006,608株(予定)なお、当社はその保有する自己株式を本件合併による株式の割当てには一切充当いたしません。

(注3) 本件合併に伴い、当社の1単元である100株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいは株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に従い、当社に対して、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注4) 本件合併に伴い、当社の1単元である100株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいは株主の皆様は、会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の株式の売渡しを請求することができます。

(注5) 本件合併に伴う当社の1株に満たない端数の交付はありません。

その他の吸収合併契約の内容

添付の「吸収合併契約書」の写しをご参照下さい。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本件合併の株式割当比率については、その公正性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式割当比率の算定を依頼することとし、当社はアルバース証券株式会社(以下「アルバース証券」といいます。)、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定しました。

アルバース証券は、3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。

当社の1株あたり株式価値を1とした場合における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	当社 (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.76~2.42	1.76~2.38
DCF法	1	1.44~5.14	1.88~8.18

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アルバース証券は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社とその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。)の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、

3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

アルパース証券の合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてDCF法による算定を行いました。

当社の1株あたり株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	当社 (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.94～2.28	1.91～2.20
DCF法	1	1.95～2.12	1.82～2.21

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

フロンティア・マネジメントの合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

松山公認会計士事務所は3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてDCF法による算定を行いました。

当社の1株あたり株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	当社 (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.78～2.45	1.72～2.41
DCF法	1	1.60～2.39	1.56～2.33

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

松山公認会計士事務所は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

松山公認会計士事務所の合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

算定の経緯

統合3社は、上記の通り、それぞれの第三者算定機関に本件合併に係る合併比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「合併比率算定書」を受領しております。各社は、合併比率算定書における算定結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、各社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記本件合併に係る合併比率が妥当であると判断し、本日開催された各社の取締役会において、本件合併に係る合併契約を締結することを決議いたしました。

算定機関との関係

アルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所はいずれも、統合3社から独立しており、各社の関連当事者には該当せず、本件合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ジー・テイスト
本店の所在地	仙台市宮城野区
代表者の氏名	代表取締役社長 杉本 英雄 代表取締役副社長 稲吉 史泰
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定（現時点では確定していません）
総資産の額	未定（現時点では確定していません）
事業の内容	株式会社クック・オペレーションの管理、外食店舗のF C 事業及び教育事業等

以上

吸収合併契約書

株式会社ジー・テスト

株式会社ジー・ネットワークス

株式会社さかい

吸収合併契約書

株式会社ジー・テイスト（以下「甲」という。）、株式会社ジー・ネットワークス（以下「乙」という。）及び株式会社さかい（以下「丙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙と丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うにあたり、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社ジー・テイスト

住所：仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ジー・ネットワークス

住所：山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4

(3) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社さかい

住所：名古屋市北区黒川本通二丁目46番地

第3条（本合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生じる直前の時（以下「効力発生直前時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき2株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における丙の株主（甲及び丙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する丙の普通株式1株につき2株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
3. 甲が前2項に従って乙及び丙の株主に交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における乙の下記各無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対し、これらに代わる新株予約権として、その所有する各新株予約権1個につき、第3項に基づき甲に承継される社債に係る債務を社債部分とする別紙1から別紙3までに記載の内容の甲の各新株予約権付社債に付される甲の下記各新株予約権1個の割合をもって、各新株予約権を割当交付する。

	割当交付の対象となるもの	割当交付するもの
1	乙第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙1）
2	乙第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙2）
3	乙第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第11回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙3）

2. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における丙の下記各無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対し、これらに代わる新株予約権として、その所有する各新株予約権1個につき、第3項に基づき甲に承継される社債に係る債務を社債部分とする別紙4から別紙6までに記載の内容の甲の各新株予約権付社債に付される甲の下記各新株予約権1個の割合をもって、各新株予約権を割当交付する。

	割当交付の対象となるもの	割当交付するもの
1	丙第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第12回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙4）
2	丙第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第13回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙5）
3	丙第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第14回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙6）

3. 甲は、本合併に際して、第1項に規定する乙の各無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2項に規定する丙の各無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務のうち、効力発生直前時において未償還のものを別紙1から別紙6のとおり全て承継する。

第5条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

資本金 : 0円

資本準備金 : 0円

その他資本剰余金：会社計算規則第35条第1項に定める株主資本等変動額から前2号に定める額の合計額を減じて得た額

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成25年8月1日とする。但し、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙丙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会）

甲、乙及び丙は、第6条に定める効力発生日の前日までに、本契約についてそれぞれの株主総会の承認を得るものとする。

第8条（善管注意義務等）

1. 甲、乙及び丙は、本契約締結後第6条に定める効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって、各自の業務の執行、財産の管理及び運営を行う。
2. 甲、乙及び丙は、本契約締結後第6条に定める効力発生日までの間において、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲乙丙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更又は中止）

甲、乙及び丙は、本契約締結後第6条に定める効力発生日までの間に、各社の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙丙協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

1. 本契約は、甲、乙及び丙の三者間で行われる平成25年8月1日の共同新設会社分割が効力を生じたことを条件として、効力を生じるものとする。
2. 本契約は、第7条に定める甲、乙及び丙の各株主総会における承認又は本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条（その他の事項）

本契約に定めのない事項その他の本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙丙協議の上、これを定める。

< 以下、余白 >

以上を証するため、正本3通を作成し、各当事者が記名押印の上で各1通を保有する。

平成25年5月15日

- 甲 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
株式会社ジー・テスト
代表取締役社長 稲吉 史泰

- 乙 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
株式会社ジー・ネットワークス
代表取締役社長 阿久津 貴史

- 丙 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社さかい
代表取締役社長 山下 淳

株式会社ジー・テイスト

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- | | | |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社ジー・テイスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。) |
| 2 | 社債の総額 | 株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新
株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ
いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス
及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併
(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)
において未償還の金額 |
| 3 | 各社債の金額 | 金10,000,000円 |
| 4 | 各社債の払込金額 | 額面100円につき金98円 |
| 5 | 新株予約権付社債
券の券面 | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 6 | 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 7 | 本新株予約権の割
当日 | 本合併の効力発生日とする。 |
| 8 | 担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。 |
| 9 | 社債管理者の不設
置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。 |
| 10 | 償還の方法及び期
限 | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ
ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)
に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。 |
| 11 | 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) | 本社債に付された
本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予
約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の
本新株予約権を発行する。 |
| (2) | 各本新株予約権の
発行価額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| (3) | 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。
承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違反し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |
| 19 | その他 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。</p> |

株式会社ジー・テイスト

第10回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- | | | |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社ジー・テイスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。) |
| 2 | 社債の総額 | 株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新
株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ
いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス
及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併
(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。
)において未償還の金額 |
| 3 | 各社債の金額 | 金10,000,000円 |
| 4 | 各社債の払込金額 | 額面100円につき金98円 |
| 5 | 新株予約権付社債
券の券面 | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 6 | 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 7 | 本新株予約権の割
当日 | 本合併の効力発生日とする。 |
| 8 | 担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。 |
| 9 | 社債管理者の不設
置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。 |
| 10 | 償還の方法及び期
限 | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ
ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)
に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。 |
| 11 | 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) | 本社債に付された
本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予
約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の
本新株予約権を発行する。 |
| (2) | 各本新株予約権の
発行価額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| (3) | 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |

19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

[次へ](#)

株式会社ジー・テイスト

第11回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- 1 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。)
- 2 社債の総額 株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新
株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ
いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス
及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併
(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。
)において未償還の金額
- 3 各社債の金額 金10,000,000円
- 4 各社債の払込金額 額面100円につき金98円
- 5 新株予約権付社債
券の券面 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- 7 本新株予約権の割
当日 本合併の効力発生日とする。
- 8 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。
- 9 社債管理者の不設
置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。
- 10 償還の方法及び期
限 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ
ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
- 11 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本社債に付された
本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予
約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の
本新株予約権を発行する。
 - (2) 各本新株予約権の
発行価額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
 - (3) 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
平成26年3月18日から平成32年3月18日（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |

19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

株式会社ジー・テイスト

第12回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- 1 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。)
- 2 社債の総額 株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債
間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係
る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ
かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合
併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償
還の金額
- 3 各社債の金額 金10,000,000円
- 4 各社債の払込金額 額面100円につき金98円
- 5 新株予約権付社債
券の券面 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- 7 本新株予約権の割
当日 本合併の効力発生日とする。
- 8 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。
- 9 社債管理者の不設
置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。
- 10 償還の方法及び期
限 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ
ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)
に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
- 11 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本社債に付された
本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す
る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。
 - (2) 各本新株予約権の
発行価額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
 - (3) 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。
承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違反し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |
| 19 | その他 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。</p> |

株式会社ジー・テイスト

第13回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- 1 社債の名称 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。)
- 2 社債の総額 株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債
間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係
る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ
かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合
併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償
還の金額
- 3 各社債の金額 金10,000,000円
- 4 各社債の払込金額 額面100円につき金98円
- 5 新株予約権付社債
券の券面 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- 7 本新株予約権の割
当日 本合併の効力発生日とする。
- 8 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。
- 9 社債管理者の不設
置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。
- 10 償還の方法及び期
限 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われべき金額の支払いを受けることができず、
またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、
その総額を額面100円につき金100円で償還する。
- 11 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本社債に付された
本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す
る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。
 - (2) 各本新株予約権の
発行価額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
 - (3) 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
() その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |

19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

株式会社ジー・テイスト

第14回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容

- | | | |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい
う。) |
| 2 | 社債の総額 | 株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債
間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係
る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ
かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合
併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償
還の金額 |
| 3 | 各社債の金額 | 金10,000,000円 |
| 4 | 各社債の払込金額 | 額面100円につき金98円 |
| 5 | 新株予約権付社債
券の券面 | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。

また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社
債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 6 | 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 7 | 本新株予約権の割
当日 | 本合併の効力発生日とする。 |
| 8 | 担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため
に特に留保されている資産はない。 |
| 9 | 社債管理者の不設
置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも
のであり、社債管理者は設置されない。 |
| 10 | 償還の方法及び期
限 | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ
る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は
その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ
ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)
に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。 |
| 11 | 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) | 本社債に付された
本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発
生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す
る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。 |
| (2) | 各本新株予約権の
発行価額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| (3) | 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数の算定方
法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新
たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の
発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本
項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は
調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本号 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- () 上記()乃至()の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記()乃至()にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- () 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号()の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号()の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
平成26年3月18日から平成32年3月18日（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 13 | 期限の利益の喪失 | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部 |
| 16 | 行使請求の受付場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 18 | 社債権者集会に関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |

19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。